記　　載　　例

様式第８(第60条関係)

※印の欄は県で記入します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 破砕業 | 許可許可の更新 | 申請書 |

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可番号 | 第20374\*\*\*\*\*\*号 |
| ※許可年月日 | 令和○年○月○日 |

令和○年○月○日

香川県知事　殿

〒　＊＊＊－＊＊＊＊

住　　　　所　香川県○○市・・・・・・

氏　　　　名　○○株式会社

　　　　　　　代表取締役　○○

電 話 番 号： ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊

電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： abcde@efg.mail.co.jp

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可の更新を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の範囲 | 破砕前処理 |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名称 | ○○株式会社 |
| 所在地 | 〒＊＊＊－＊＊＊＊香川県○○市・・・・・・電話番号＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊ |
| 事業の用に供する施設の概要 | 解体自動車保管施設　：250㎡（最大50台）破砕前処理品保管施設： 50㎡（最大50台）破砕前処理場所　　　：鉄筋コンクリート20cm厚床＋鉄板15mm厚敷、面積200㎡破砕前処理に使用する主な設備　①重　機：○○建機㈱ABCD123　②圧縮機：○○鉄工㈱ABC-123-DEFベーリングプレス |
| 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 産業廃棄物処理施設の種類：廃プラスチック類の破砕施設平成○年○月○日許可第\*\*-\*-\*\*\*号 |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| ○○県 | 破砕業　第\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*号 |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| ○○県 | 第\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*号(収集運搬業)第\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*号(処分業) |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 | ○○株式会社○○解体自動車置場所在地　　○○県○○郡・・・・・・面　 積　　 ○○㎡保管量の上限　　○○台 |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 役職名 | 住所 |
| （ふりがな）○○　○○　　・　　・　　・ | 代表取締役取締役　　・　　・ | ○○県○○市・・・・・・　　　　　・　　　　　・　　　　　・ |
| 令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 役職名 | 住所 |
| （ふりがな）○○　○○ | ○事業所長 | ○○県○○市・・・・・・ |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 住所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名　称 |  |
|  | (ふりがな)代表者の氏名 | 住所 |
| 住　所 | （郵便番号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |

|  |
| --- |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏　名 | 役職名 | 住所 |
|  |  |  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | (ふりがな)氏名又は名称 | 住所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
| （ふりがな）○○　○○ | ○○県○○市・・・・・・ | 1,500株（発行済株式総数5,000株） |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 解体自動車の保管の方法 | 保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。また、保管場所に解体自動車以外の廃棄物が混入しないよう仕切りを設置する。 |
| 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 | 油圧式圧縮機(ベーリングプレス)にて解体自動車をサイコロ状に圧縮処理する。破砕前処理は、鉄板を敷いた鉄筋コンクリート床の場所にて行い、生活環境の保全上支障がないように行う。また、処理工程において解体自動車以外の廃棄物が混入しないようにする。 |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 | 無 |
| 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） | 油水分離槽は、毎日、始業前、終業後に点検を行い、その際、溜まっている油分があれば清掃を行う。 |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 | 無 |
| 解体自動車の運搬の方法 | 廃棄物処理基準を遵守し、原則、自社の運搬車両にて運搬する。運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者に委託する。 |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 | 無 |
| 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 | 各機器のマニュアルに従い、自社若しくは販売店等に委託して、定期的に保守点検を行う。 |
| 火災予防上の措置 | 破砕前処理場所及び可燃性物品の保管場所は火気厳禁とするほか、消防法及び〇〇市火災予防条例を遵守し、消防用設備等の設置並びに保守及び点検を実施する。 |
| △手数料欄 ※申請手数料分の県証紙を貼付県証紙1千円県証紙1万円県証紙5千円県証紙1千円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円県証紙1万円 |